（留学生、事業修習者等の届出）

記載例

租税条約の規定による令和　　年度分個人市民税・県民税の免除に関する届出書

標記の件について、規定により届け出ます。

令和　〇年　1月　31日

取手市長あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民税・県民税の免除を受ける者 | 氏名 | 〇〇　○○ |
| 住所（居所） | 取手市寺田○○番地 |
| 生年月日 | 2000年４月１日 | 年齢 | ○○歳 |
| 国籍 | 中国 | 入国年月日 | 2021年４月１日 |
| 在留資格 | 留学 | 納税地 | 茨城県取手市 |
| 在留期間 | 2021年４月１日~2024年３月31日 |
| 入国前の住所 | ○○省□□市△△区×× |
| 学校、訓練を受ける施設、事業所、研究所等 | 名称 | ○○大学 |
| 所在地 | 東京都○○区×× |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除 | 適用を受ける租税条約に関する事項 | 日本国と中華人民共和国との間の租税条約第　21　条　第　1　項 |
| 提出年月日 | 令和3年５月10日 | 提出税務署 | ○○税務署 |
| 租税条約の適用を受ける所得 | 支払者の名称（氏名） | 株式会社　○○ |
| 支払者所在地（住所） | 茨城県取手市藤代×× |
| 所得の種類 | 給与 | 支払金額 | 月額100,000円 |
| 支払方法 | 現金 | 支払期日 | 毎月10日 |
| 職務の内容 | サービス | 資格 | 　 |
| 納税管理人（届出をしている場合） | 氏名 | 　 |
| 住所（居所） | 　 |
| その他参考事項 | 　 |

本申請は、「昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通知（租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取り扱いについて）」及び「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条」に係るものです。

【提出期限】

適用を受けようとする所得のあった翌年の3月15日（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）

※届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。

【必要添付書類】

・租税条約による所得税及び復興特別所得税免除の届出書の写し

・免除を受けようとする所得の給与支払報告書または源泉徴収票

・学生の場合は、在学する学校が発行する在学証明書

・事業修習者等の場合は、訓練を受ける施設又は事業所の発行する、職業又は技術の修習者であることを証明する書類

・交付金等の受領者である場合には、支給者が発行する、交付金等の受領者であることを証明する書類